

## 第 1 3 2 回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 4 年 2 月 1 8 日（金）午後 2 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 4 年 2 月 1 8 日（金）午後 2 時 0 0 分
- 3 閉会の日時 令和 4 年 2 月 1 8 日（金）午後 時 分
- 4 会議の場所 岡山市北区春日町 5 番 6 号 勤労者福祉センター 5 階会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席，欠席の別  
出席 名 欠席 名

議席番号	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	欠席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

- 6 事務局出席者  
事務局：担当局長 井上 満千夫 参事 佐藤 孝司  
担当課長 菱川 真輔 担当課長補佐 竹田 了久  
農地担当係長 三浦 諭 副主査 藤村 博之 主任 中島 明子
- 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

#### 第 1 号議案 農地関係申請等について

- 申 請 等
- (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
  - (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について
  - (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について
  - (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）
  - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）
  - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
  - (7) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について
- 報 告
- (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届について
  - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について
  - (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について
  - (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について
  - (5) 農地改良届について

#### 第 2 号議案 農政関係等について

- (1) 令和 3 年度事業について
- (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び指名 7番 賀門 義和 12番 小橋 久宣

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第132回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。7番、賀門委員 12番、小橋委員 をお願い

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

藤村副主査 議案の訂正があります。

議案の訂正があります。申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請について45番の「権利の別」欄の「一時転用中」が「一時転用期間：許可日から3年間」に、

「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」2番の「離作料」の「なし」が「110,000,000円」に訂正となります。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

藤村副主査 1番から4番は、同じ受人の同時申請ですので、同時に説明します。

受人は芳賀に居住し、約1ヘクタール耕作する農業者で、1番の佐山の畑および2番の檜津の田については増反により10年間の賃貸借、3番の檜津の畑および4番の佐山の畑については増反ならびに借入地の取得により所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、受人は福谷に居住し、約50アール耕作する農業者で、増反により福谷の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、受人は大元駅前に居住し、約29アール耕作する農業者で、増反により中牧の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

7番、受人は尾上に居住し、約1.9ヘクタール耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと。下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番、受人は松尾に居住し、約1ヘクタール耕作する農業者で、増反により松尾の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

9番、受人は今岡に居住し、約39アール耕作する農業者で、増反により一宮山崎の田および畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等

問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

10番、受人は津高に居住し、約22アール耕作する農業者で、増反により津高の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

11番、受人は田原に居住し、約82アール耕作する農業者で、増反により田原の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

番号がとびますが、5ページ37番、前回保留の案件です。

受人は中区乙多見に居住し、約1.5ヘクタール耕作する農業者で、増反により東野山町の田及び西野山町と野殿西町の畑を取得しようとするものです。

前回の総会後に申請人に保留の原因を伝えたところ、申請人から取り下げの申し出がありましたが、取り下げ書の提出が間に合わなかったため、今回、取り下げ予定の保留意見です。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を  
お願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、取り下げ（予定）の37番を除く、1番から11番について協議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

藤村副主査 12番、受人は高松田中に居住し、約61アール耕作する農業者で、増反により高松田中の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、14番は受人が同じですので、同時に説明します。

受人は撫川に居住し、約3.6ヘクタール耕作する農業者で、増反により加茂及び津寺の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は大井に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、受贈により大井の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を  
お願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、12番から15番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長  
全 員  
議 長  
藤村副主査

他の委員さん、何かご意見がありますか。

異議なし

次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

16番、受人は御津中山に居住し約1.3ヘクタール耕作する農業者で、増反により御津国ヶ原の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番、受人は建部町中田に居住し約1ヘクタール耕作する農業者で、増反により建部町中田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番から20番及び25番は関連がありますので同時に説明します。

18番、19番、25番の受人は北区加茂に居住し約55アール耕作する農業者で、20番の受人は中区清水に居住し約99アール耕作する農業者で、18番から20番は交換により、25番は増反により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

21番と22番は関連がありますので同時に説明します。

21番の受人は中区清水に居住し約99アール耕作する農業者で、22番の受人は建部町品田に居住し、約2.6ヘクタール耕作する農業者で交換により建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番と24番は関連がありますので同時に説明します。

23番の受人は建部町品田に居住し約2.6ヘクタール耕作する農業者で、24番の受人は建部町品田に居住し約58アール耕作する農業者で交換により建部町品田の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番、受人は建部町土師方に居住し約65アール耕作する農業者で、増反により建部町土師方の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

27番、受人は建部町市場に居住し約90アール耕作する農業者で、受贈により建部町市場と建部町宮地の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

28番と30番は取り下げです。

29番、受人は建部町下神目に居住し約1.7ヘクタール耕作する農業者で、受贈により建部町下神目の田畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

31番、受人は真庭市日野上に居住し約5.6アール耕作する農業者で、増反により建部町建部上の田を所有権移転しようとするものです。

なお、現況は田ですがこのまま畑として利用します。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、取り下げの2件を除く16番から31番の14件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

中島主任 32番、受人は南区宮浦に居住し、約5.8アール耕作する農業者で、受贈により宮浦の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

33番、受人は南区東畦に居住し、新規就農により東畦の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後に下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

34番、受人は北区表町三丁目に居住し、新規就農により山田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後に下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

35番、受人は南区曾根に居住し、約6.2アールの農地を耕作する農業者で、増反により、曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

36番、受人は南区宗津に居住し、約5.1アールの農地を耕作する農業者で、増反により、西高崎の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小林委員 南区協議会で、32番から36番までの5件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等（1）については、取り下げの28番・30番を除く中・中央地区1番から南区36番までの34件を許可、中・中央地区37番を保留と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし

議長 それでは、そのように決定します。

議長 次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

藤村副主査 1番、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。  
農地改良により、桃の栽培を行うもので、期間は、令和4年3月1日から3月31日です。  
農地区分は、農用地ですが、農地改良の一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で1番について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等（2）中・中央地区1番の1件ですが、許可と決定してよろしいか。

全議員 異議なし

議長 それでは、そのように決定いたします。

議長 次に、申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

藤村副主査 1番、転用目的は、農業用進入路です。  
申請人は、北区首部に居住し約13アール耕作する農業者で、耕作地への進入路が狭いことから、既存の進入路に隣接する申請地を取得し、道幅を広げようとするものです。  
農地区分は、農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途であり例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。  
2番、転用目的は露天資材置場で永久転用目的の一時転用です。  
一時転用期間は許可日から3年間です。  
申請人は南区三浜町1丁目に本店を置き、解体工事業を主な事業としていますが、事業伸展に伴い申請地付近に新たな露天資材置場が必要となったため、当該法人代表取締役の父所有の申請地を賃貸借し、露天資材置場として一時転用しようとするものです。  
農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。転用面積については残土等を置く事業計画から妥当な面積と判断され、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。  
3番、転用目的は自己住宅です。

申請人は、東野山町の実家に申請人と子ども2人と両親で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから親族の所有する申請地を使用貸借権し、実家と申請地に隣接する非農地と一体利用して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番から18番は、いずれも令和3年10月15日付公告の農振除外済案件で、転用目的は自己住宅です。

4番、申請人は、平田の借家に妻と子供2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

5番、申請人は、倉敷市真備町の西日本豪雨の被災仮設みなし住宅に子供2人と生活していますが、みなし住宅を退去し、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は、野田三丁目の持家で生活していますが、子供世帯が現住居で生活することになり、2世帯で生活するには現住居が手狭であることから、近くに親族のいる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は、中区祇園の借家に申請人と子供2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は、問屋町の持家に申請人と子供1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、現住居に近く生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

なお、持家は売却します。

9番、申請人は、田中の借家に申請人と子供1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利で実家にも近い申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

10番、申請人は、北長瀬本町の借家に申請人と子供2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

11番、申請人は、北長瀬本町の借家に申請人と子供3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利で、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

12番、申請人は、中仙道一丁目の借家に申請人と子供1人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、実家への往来や、通勤に便利な申請地の所有権を移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

13番、申請人は、庭瀬の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

14番、申請人は、田中の借家に夫婦と子供2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

15番、申請人は、小田郡矢掛町の父所有の実家に妻と子供2人、申請人の両親で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

なお、実家は両親が引き続き居住します。

16番、申請人は、北長瀬本町の借家に申請人と子供1人の3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利で生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

17番、申請人は、大安寺中町の借家に申請人と子供1人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、生活環境が変わらず通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

18番、申請人は、西古松の官舎に妻と子供2人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、持病のある次女の通学や通院に便利で、緊急時の対応ができる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は農業用倉庫です。

申請人は北区中原に本店を置き、農産物の生産及び販売を主な事業としていますが、事業伸展に伴い新たな農業用倉庫が必要となったため、当該法人代表取締役の父所有の申請地を使用貸借し、農業用倉庫として利用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は、営農型太陽光発電設備です。

申請人は、北区玉柏で約40アール耕作する農業者ですが、農外収入を得るため母所有の申請地を使用貸借し太陽光発電設備として一時転用しようとするもので、一時転用期間は許可日から3年間です。また、パネル下部の農地ではパクチ一栽培を行う計画です。

営農型太陽光発電設備の転用は通常の農地転用の審査に加え、転用後パネル下部で適切な農業がおこなわれるかどうかを審査する必要があり、「営農計画書」やパネル下部で日照がさえぎられることで、作付予定作物にどのような影響があるかを示した「知見を有する者の意見書」等の添付が必要となります。

なお、太陽光発電設備は設置済ですが、令和2年7月以降売電を行っていないとの申立てです。

今回の申請では発電設備による売電の有無の確認と栽培計画及び「知見を有する者の意見書」が適切かどうかの審査に必要な情報が不足していたため、協議会では保留意見としています。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見を  
お願いします。

板野委員 中・中央地区協議会で、1番から20番までの20件について協議したところ、事務局説明のとおりで、20番は保留意見、残り19件を許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

藤村副主査 21番、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、現在、倉敷市田ノ上の賃貸住宅に家族4人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近く、通勤

にも便利な申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22番、本件は、令和3年10月に農振除外済みの案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、東花尻の妻の実家に家族7人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になったことから、実家に隣接する妻の祖母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23番、本件は、平成5年5月に農振除外済みの案件で、転用目的は自己専用住宅です。

申請人は、現在、川入の夫の実家に、夫婦と夫の母とで生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、実家に隣接する夫の母所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅で、申請人の母所有地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で21番から23番までの3件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。  
(國定委員退出)

中島主任 24番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は南区西市の借家に、夫婦と子供1人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったことから、夫の通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

25番と26番は、同じ地域ですので同時に説明します。

転用目的は、自己住宅です。

25番、申請人は南区大福の借家に、夫婦と子供1人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったことから、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

26番、申請人は南区新保の借家に、妻と子供2人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったことから、夫の実家に近く、子育て支援が得られ、妻の通勤にも便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断

され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

27番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は南区妹尾の借家に、夫婦で生活していますが、出産の予定があり、家財道具が増え、手狭になったことから、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

28番、本件は、令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で転用目的は、農家住宅です。

申請人は南区藤田の実家に、妻と子供2人と両親で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、耕作地や実家に近い申請地を所有権移転し、農家住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き両親が居住します。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

29番、転用目的は、農家住宅です。

申請人は南区南輝二丁目の借家に、妻と子供2人で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、妻の実家や耕作地に近い妻の父所有の申請地を使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

30番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は、北区十日市中町の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから300m以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

31番、本件は、令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は南区泉田一丁目の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったことから、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

32番、本件は、令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は自己住宅です。

申請人は北区青江五丁目の借家に妻と子供2人で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、実家に近く、農業の手伝いをしやすい祖父所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考え

ます。

33番から39番について、同じ地域なので同時に説明します。  
本件は、令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的はいずれも自己住宅です。

33番、申請人は南区福成一丁目の社宅に妻と子供2人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

34番、申請人は南区新保の借家に妻と子供1人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近く、子育て支援が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

35番、申請人は南区福田の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、実家に近く、子育て支援が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

36番、申請人は北区十日市西町の社宅に夫婦で生活していますが、家財道具が増え手狭になったことから、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

37番、申請人は北区平田の借家に妻と子供1人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、夫婦の実家や祖母宅に近く、子育て支援が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

38番、申請人は北区北長瀬本町の借家に妻と子供2人で生活していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増え手狭になったことから、妻の実家に近く、子育て支援が得られる申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

39番、申請人は南区新保の借家に妻と生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、生活環境が変わらず、通勤に便利な申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

40番、本件は令和3年10月15日付で農振除外公告済の案件で、転用目的は、分家住宅です。

申請人は倉敷市茶屋町の借家に、妻と子供1人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったことから、実家に近く、将来農業を行うのに便利な父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、高性能農業機械による営農に適した甲種農地ですが、集落に接続した住宅であり、他に代替地がないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

41番から43番について、同じ地域ですので同時説明します。

転用目的は、自己住宅です。

41番、申請人は南区大福の借家に、夫婦で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

42番、申請人は北区今保の妻の実家に、妻と子供1人、妻の母で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったことから、夫の実家に近く、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとする

るものです。なお、現居所には引き続き妻の母が居住します。

43番、申請人は南区大福の借家に、妻と子供3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、生活環境の変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから半径500メートル内の宅地割合が40%を超える場合に、40%となるまで半径を延長した範囲内である2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

44番、転用目的は、自己住宅です。

申請人は倉敷市広江七丁目の借家に、妻と子供1人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、手狭になったことから、実家に近く、互いに協力し合える父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

45番、転用目的は、露天資材置場兼露天駐車場の敷地拡張です。

申請人は、南区迫川で機械製造業を営む法人ですが、資材置場の不足により、一時転用中の露天資材置場兼露天駐車場に隣接する申請地に賃借権を設定し、さらに露天資材置場として一時転用しようとするものです。

なお、一時転用期間は許可日から3年間です。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

小林委員 南区協議会で、24番から45番までの22件について協議したところ、事務局説明のとおり全件許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 異議なし

議長 それでは申請等(3)については、中・中央地区の20番を保留とし、その1件を除く、中・中央地区1番から南区45番までの44件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全議員 異議なし

議長 それではそのように決定します。

なお、転用面積が3,000㎡を超えている2番は2月28日開催の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

(國定委員入室)

次に申請等(4)から(6)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権の移転、利用権の設定、利用権の設定及び転貸(てんたい))について、一括して審議します。事務局より説明をお願いします。

藤村副主査 今回の利用集積計画について説明します。

まず、(4)所有権の移転は、14ページ中・中央地区1番から4番まで、15ページ南区1番で、農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、中・中央地区1番と南区1番が所有者から財団への所有権移転、中・中央地区2番から4番が財団から耕作者への移転です。

次に、(5)利用権の設定は、16ページ中・中央地区1番から17ページ15番まで、18ページ北・吉備地区1番から20ページ22番まで、21ページ御津建部地区1番から10番で、中間管理機構による借入です。(6)利用権の

設定及び転貸は、22ページ北・吉備地区1番と2番、23ページ御津建部地区1番、24ページ南区1番から26ページ15番で農地中間管理機構が貸し付け希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画となります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、いずれも承認意見となっています。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議長 長 それでは(4)から(6)の利用集積計画については原案のとおり決定いたします。次に申請等(7)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

中島主任 27ページ1番から33ページ21番までの21件で、すべて相続による所有権取得です。あっせん希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議長 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議長 長 それでは申請等(7)については21件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし

議長 長 それではそのように決定します。

議長 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

中島主任 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、34ページ1番から35ページ11番までの11件で、転用目的は共同住宅4件、露天資材置場1件、露天駐車場1件、自己用住宅1件、貸露天駐車場2件、長屋住宅1件、貸住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、36ページ1番から7番までの7件で、転用目的は露天駐車場2件、建売住宅1件、分譲住宅用地2件、自己専用住宅1件、戸建住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については37ページ1番から39ページ15番までの15件で、耕作目的が12件、転用目的が3件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、40ページ1番から4番の4件で、内容は農業用倉庫3件、農業用通路1件です。

報告(5)農地改良届については、41ページ1番から5番の5件で、すべて普通野菜畑です。

議長 長 これらの報告について、ご質問等がありますか。

全 員 ありません。

議長 長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議長 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かありますか。

事務局 次回総会予定(3月18日(金)市役所7階)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございます

した。

閉会 午後 時 分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員